

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
が休息日、  
当日の翌日  
に当り)

目次  
◇告 示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度

## 告 示

### 鳥取県告示第六百二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の規定により、昭和四十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十三年九月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類  
同一の単位とされる保安林の所在場所  
市郡町村名 大字名 字名  
皆伐面積の限度  
単位区域名

水源かん養保安林  
八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域  
一、二五・七九  
八頭地区

土砂流出防備保安林  
八頭 若桜  
〇・六八 若桜

安林	干害防備保	岩美	岩美	長谷	四・二四	長谷
〃	〃	〃	青谷	〇・六八	〇・六八	青谷
〃	〃	鳥取	鹿野	一〇・七三	三〇・五九	鹿野
〃	〃	鳥取	気高	一〇・七三	一〇・〇八	気高
〃	〃	福部	〃	〇・三〇	〇・三〇	福部
〃	〃	国府	〃	四・〇〇	四・〇〇	国府
〃	〃	岩美	岩美	三七・六三	三七・六三	岩美
〃	〃	郡家	郡家	七・〇四	七・〇四	郡家
〃	〃	八頭	河原	一・七八	一・七八	河原
〃	〃	八頭	郡家	四九四・五〇	四九四・五〇	鳥取地区
〃	〃	鳥取	河原	〇・六一	〇・六一	赤波
〃	〃	鳥取	用瀬	〇・六二	〇・六二	池ノ内
〃	〃	鳥取	赤波	二・一四	二・一四	血見谷
〃	〃	〃	水口	〇・四六	〇・四六	東平
〃	〃	〃	池ノ内	〇・三六	〇・三六	明見谷
〃	〃	〃	血見谷	〇・三六	〇・三六	東平
〃	〃	〃	明見谷	〇・三六	〇・三六	東平
〃	〃	〃	喜才谷	〇・三六	〇・三六	山
〃	〃	船岡	船岡	二・〇六	二・〇六	用瀬
〃	〃	船岡	船岡	〇・二四	〇・二四	船岡
〃	〃	智頭	智頭	三・三六	三・三六	智頭

